

令和5年度 長野県地域防災計画の主な修正について

危機管理防災課

1 修正にあたっての考え方

- ・ 国の防災基本計画（令和5年5月30日修正）の修正事項及び県の取組を反映。
※令和6年能登半島地震を踏まえた計画の見直しは、次回修正時に行う予定
- ・ 国の防災基本計画の修正事項は、現行計画において県・市町村等が取り組む事項として既に記載している内容や、既存の取組に係るものが主であり、新たな議論を要するものではないと考えられるため、防災会議は書面開催とする。

2 主な修正事項

(1) 多様な主体と連携した被災者支援

項目	修正の概要	修正の方向性
災害中間支援組織の育成・強化 (風水害対策編 第2章第37節)	長野県災害時支援ネットワークとの協力及びその機能強化、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携等について記載	官民連携による被災者支援の強化に向けて既に取り組んでいる内容を追記
災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化 (風水害対策編 第2章第37節)	災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担、地域防災計画への記載や協定の締結によるセンター設置予定場所の明確化について記載	市町村が実施する計画に左記の内容を追記するとともに、県・市町村と社会福祉協議会との連携を明文化
災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備 (風水害対策編 第3章第12節ほか)	被災者に対するきめ細やかな支援の仕組みの整備、被災者支援のための人材育成制度の整備等について記載	「災害ケースマネジメント実施の手引き」（内閣府）が公表されたことを踏まえ、左記の内容を追記 【過去の取組事例】 令和元年東日本台風では「長野県生活支援・地域ささえあいセンター」を社協が運営

(2) 県民への情報伝達

項目	修正の概要	修正の方向性
長周期地震動階級に係る情報の解説・伝達 (震災対策編 第2章第32節ほか)	県民に伝達する地震情報に長周期地震動階級を追記	気象庁が発表する緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加されたことを踏まえ、震災対策編に追記
障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進 (風水害対策編 第3章第12節)	障がい者への情報伝達体制の整備、多様な手段による緊急通報の仕組みの整備について記載	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行を踏まえ、要配慮者への対応として現計画に記載している内容を、第3章第12節「避難受入及び情報提供活動」にも反映

(3) その他～最近の施策の進展等・関連する法令の改正を踏まえた修正～

- ・ 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用
- ・ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策
- ・ 緊急通行車両標章等交付の制度変更
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更